

生物多様性国家戦略の見直し経緯について

■ 生物多様性条約の採択（平成4年5月）

（条約第6条）

締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家戦略を作成する。

平成5年12月発効

締約国：
189カ国および欧州共同体
（2007年7月現在）

■ 生物多様性国家戦略の決定（平成7年10月）

環境省発足
（平成13年1月）

■ 新・生物多様性国家戦略の決定（平成14年3月）

・自然再生推進法制定
・自然公園法改正
・鳥獣保護法改正
（平成14年）

・カルタヘナ法制定
（平成15年）

・外来生物法制定
（平成16年）

・鳥獣保護法改正
（平成18年）

■ 戦略見直し懇談会
（平成18年8月～19年3月）
■ 中央環境審議会での検討
（平成19年4月～11月）

■ 2010年目標（平成14年 COP6）

COP10(2010年)の日本招致に関する閣議了解
（平成19年1月）

G8環境大臣会合(ドイツ・ポツダム)
（平成19年3月）

■ IPCC 第4次評価報告書 第2作業部会報告書
（影響・適応・脆弱性）（平成19年公表）

■ 第三次生物多様性国家戦略策定
平成19年11月27日 閣議決定